

保険薬局部会ニュース

令和3年4月13日
広島県薬剤師会保険薬局部会

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 5）について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省老健局老人保健課ほかより、日本薬剤師会を通じて介護報酬改定に関するQ&Aが発出（令和3年4月9日付け）されましたのでお知らせいたします。

薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導は、医師または歯科医師（以下、「医師等」）の指示に基づき実施しますが、今般示されたQ&Aでは、当該指示を明確にするため、医師等は文書等に、①指示を行った旨がわかる内容に加えて、②指示期間（6月以内に限る）を記載することとされています。

薬局の薬剤師への実施の指示は、医師等が処方箋に記載することなどにより行われます。その際、これまでには期間に係る記載は特に求められていませんでしたが、今後は指示期間についても記載されることになります。

処方箋に①または②の記載がなく、疑義照会などの際に当該指示を確認した場合は、処方箋および薬剤服用歴の記録などに当該内容を記録することが必要です。ただし、指示期間については、当該処方箋に記載された投与日数（または1月以内のうち、いずれか長い方）の指示である場合、当該期間は記載不要とされています。

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 5）（令和3年4月9日）

【居宅療養管理指導】

○ 医師又は歯科医師の指示

問3 居宅療養管理指導における医師又は歯科医師の指示は、どのような方法で行えよいか。

（答）

- 指示を行うにあたっては、当該居宅療養管理指導に係る指示を行う医師又は歯科医師と同じ居宅療養管理指導事業所に勤務する者に指示する場合や緊急等やむを得ない場合を除き、診療状況を示す文書、処方箋等（メール、FAX等でも可）（以下「文書等」という。）に、「要訪問」「訪問指導を行うこと」等、指示を行った旨がわかる内容及び指示期間（6月以内に限る。）を記載すること。ただし、指示期間については、1か月以内（薬剤師への指示の場合は処方日数（当該処方のうち最も長いもの）又は1か月のうち長い方の期間以内）の指示を行う場合は記載不要であり、緊急等やむを得ない場合は後日指示期間を文書等により示すこと。
- なお、医師又は歯科医師の指示がない場合は算定できることに留意すること。

※ 平成18年4月改定関係Q&A（Vol. 1）（平成18年3月22日）問8は削除する。（<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/hoken/seido/0604/d1/06.pdf> 参照）